

## 第5編 給与(平成17年12月に支給する期末手当の特例に関する規則)

### ○平成17年12月に支給する期末手当の特例に関する規則

(平成17年12月1日規則第4号)

(改正条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

**第1条** 大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成17年条例第3号。以下「改正条例」という。)附則第5項の規則で定める職員は、平成17年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和42年条例第6号)第37条後段又は第40条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第1条の規定による改正前の都留市職員給与条例第37条後段、第39条第1項後段又は第40条第6項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 特別職の職員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公共団体の職員

(新たに職員となった者の改正条例附則第5項第1号の号給等の月額算定の基準となる日の特例)

**第2条** 改正条例附則第5項第1号の規則で定めるものは、平成17年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第5項第1号の規則で定める日は、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第5項第1号の月数の算定)

**第3条** 改正条例附則第5項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成17年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1号、第4号又は第5号に掲げる者(以下この号及び次条において「特別職等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職等として勤務した期間(同項において「特定特別職等期間」という。)を除く。)

- (2) 休職期間(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)又は公益法人等派遣期間(公益法人等への都留市職員の派遣等に関する条例(平成 14 年都留市条例第 2 号)第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)
  - (3) 停職期間(地方公務員法第 29 条第 1 項から第 3 項までの規定により停職にされていた期間をいう。)
  - (4) 大月都留広域事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)第 9 条又は大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年条例第 5 号)第 15 条第 3 項の規定により給与を減額された期間
  - (5) 大月都留広域事務組合職員給与条例第 5 条の規定により給与を減額された期間
- 2 改正条例附則第 5 項第 1 号の規則で定める月数は、平成 17 年 4 月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる期間(特定特別職等期間のある月にあつては、同項第 2 号又は第 4 号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月
  - (2) 前項第 3 号又は第 5 号に掲げる期間(特定特別職等期間のある月にあつては、同項第 3 号又は第 5 号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(特定特別職等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第 5 項第 1 号に規定する合計額に百分の 0.37 を乗じて得た額(第 5 条において「改正条例附則第 5 項第 1 号基礎額」という。)に満たないもの

(端数計算)

**第 4 条** 改正条例附則第 5 項第 1 号基礎額又は改正条例附則第 5 項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

**第 5 条** この規則に定めるもののほか、平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(期末手当の特例に関する規則の廃止)

2 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の特例に関する規則(平成 15 年規則第 3 号)は、廃止する。